

モビリティ水素官民協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 我が国がカーボンニュートラルを実現していくにあたり、運輸部門の脱炭素化及び水素の利活用拡大はいずれも必要不可欠。翻って、これらの相交わる商用用途でのモビリティ分野における水素活用については、需要・供給両面において予見することが難しい状況が存在する。かかる状況に鑑み、業界横断的な議論を通じた課題解決による商用モビリティ分野での水素導入拡大を目的として、本「モビリティ水素官民協議会」を設立する。

(構成員)

第2条 本協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(協議会の取扱い)

第3条 協議会の取扱いは、以下によるものとする。

- (1) 率直かつ自由な意見交換を確保する観点から、会議は非公開とする。
- (2) 議事要旨は、事務局において作成し、発言者が特定されないような形で、概要のみを経済産業省のホームページにて公開する。
- (3) 発表者の了解が取れた配布資料については、経済産業省のホームページにて公開する。